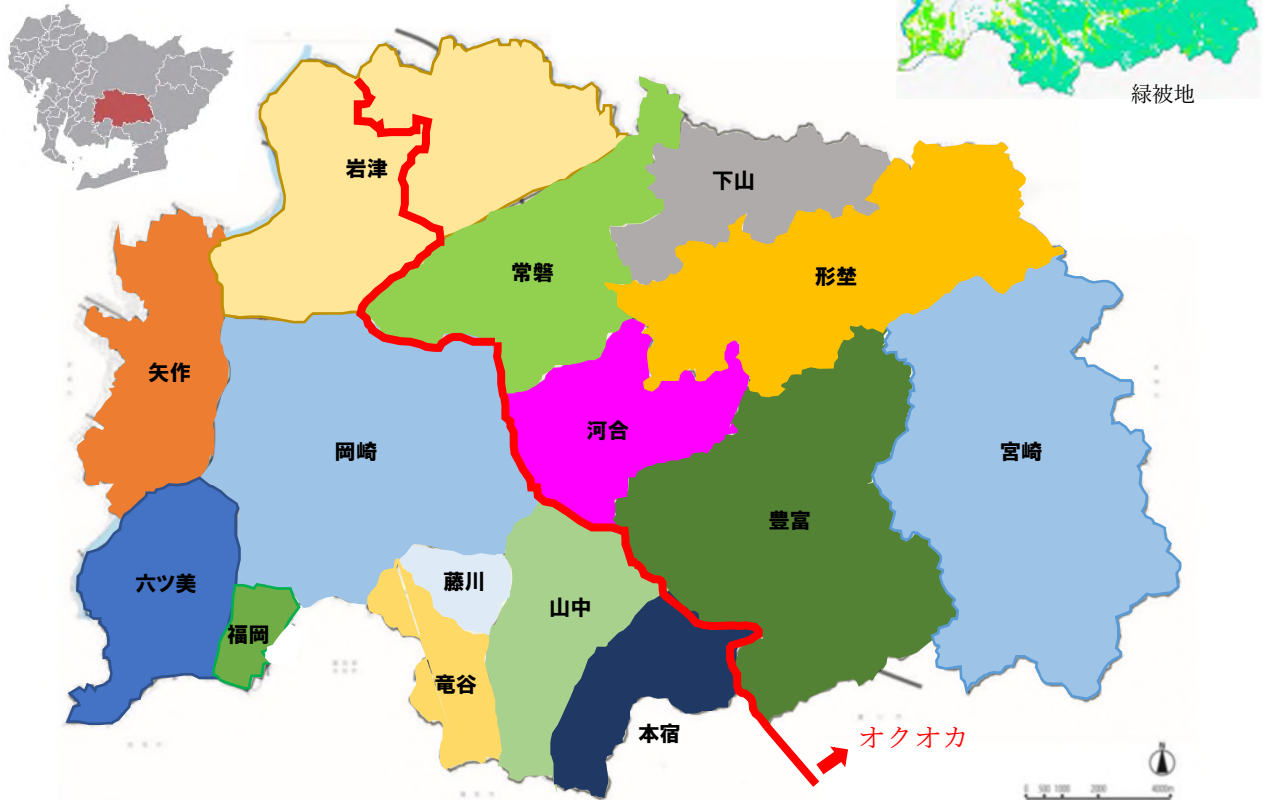




岡崎市有機農業実施計画 ～オーガニックシティおかざきプラン～

1 対象地域

この計画は、岡崎市全域を対象地域とします。
なお、地区等の名称は下図のとおりです。



「オクオカ」とは、岡崎市中山間地域活性化計画の対象地域である、生平学区、秦梨学区、常磐南学区、常磐東学区、常磐学区、恵田学区、奥殿学区、豊富学区、夏山学区、宮崎学区、形埜学区、下山学区の12学区(ただし、市街化区域は除く。)をいい、市内の約6割の面積を占める中山間地域を指す愛称です。「岡崎の奥座敷」という意味が込められています。

2 計画対象期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)とします。

3 有機農業の定義

本計画において、「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)で定義される、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とします。



4 有機農業の現状と5年後に目指す目標

(1) 有機農業の現状

本市は、愛知県のほぼ中央部にあり、面積は 38,720ha で、県内では3番目に広い面積を有しています。市域の大部分は三河高原の西端に位置する丘陵台地、花崗岩層地帯であり、主要な市街地は、ほぼ平坦な低位段丘面上にあり、市街地に入り組む形で丘陵地が点在しています。台地東側はなだらかな丘陵地及び山地が発達し、山間部は木曾山系に連なる標高 700m級の数条の山地からなっています。市域の西部を矢作川が北から南へ貫流し、沿岸に肥沃な沖積層地帯があり、本市の主要な農業地帯となっています。

また、市域の中央部を支川乙川が東西に流れ、矢作川とともに農業用水の貴重な水源となっています。

このような地形において、多種多様な農産物が生産されており、米、小麦、大豆、ナス、イチゴ、自然薯、観葉植物等が主要な作物となっています。

2020 年農林業センサスの結果では、総農家数 3,156 戸（うち自給的農家 2,083 戸、販売農家 1,073 戸）、経営耕地面積 1,865ha（うち田 1,632ha、畑 169ha、樹園地 64ha）となっています。このうち、有機農業面積は 82ha であり、耕地面積に占める割合は 4.4%となっています。また、有機農業に取り組む経営体は 61 戸であり、全経営体に占める割合は 5.7%でとなっています【表1】。地区別に見ると、有機農業作付(栽培)面積が多い地区は、六ツ美、岩津、岡崎、矢作、宮崎で【図1】、有機農業取組実経営体は、矢作、岩津、六ツ美、岡崎が多く【図2】、六ツ美では、露地野菜で有機JAS認証を受けている農家が存在している現状です。

オクオカは、矢作川水系乙川の水源地域であり、豊富な水と肥沃な大地に恵まれ、水稻や茶、果樹、露地野菜などの土地利用型の慣行農業が中心に行われていますが、農業者の高齢化とともに離農者が増加したため、農地の約 35%（約 460ha）が荒廃農地となっています。加えて、鳥獣被害の増加や傾斜地が多いといった中山間地域特有の立地特性から農業経営を成り立たせることが困難な状況となっています。

一方で、オクオカの農地は、落葉等の有機物が多く含まれる土壌があり、近隣の圃場から農薬が混入する可能性が低く、有機農業へ転換しやすいといった利点があります。本市の水源地域である農地で有機農業を推進することで、農地の有する多面的機能が発揮され、広範囲にわたって環境負荷の低減や生物多様性保全等の効果や地域のイメージアップが期待できます。

本市における有機農業の取組は、宮崎でブランド化されている茶、六ツ美のニンジン等をはじめとして、水稻や野菜、果樹などの品目についても取組が広まりつつあり、新規就農者をはじめ、新たに実践したい意向を示す農業者が存在するものの、有機農業への理解不足、安定した収量や品質を確保するための栽培技術や栽培管理の省力化に資する作業機械の普及がされておらず面的な広がりがあるとはいえない状況にあります。

環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」の平成 27 年度から実績推移としては、「有機農業」「堆肥の施用」は、ほぼ横ばいであるものの、レンゲなどの緑肥作物を作付けする「カバークロープ」の取組は広がりつつある



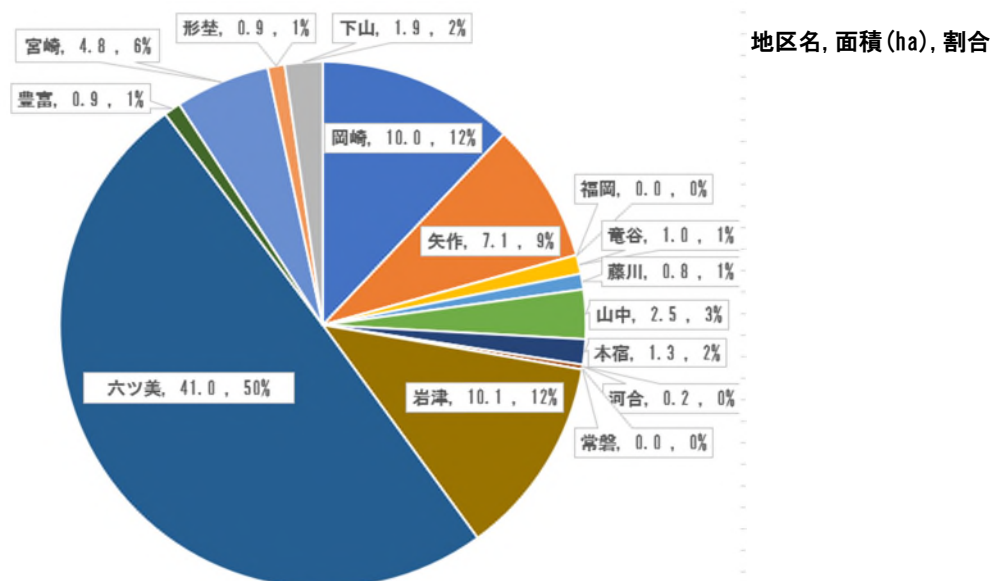
現状にあります【図3】。

有機農業で生産された農産物は、消費者ニーズの高まりから、大手量販店や市内飲食店等において有機商材による差別化販売のニーズが存在するものの、個人の有機農業者は、量販店や飲食店等との結びつきが弱いことや、栽培規模が少量ロットで安定的な供給ができないなどの理由によって販売に苦慮している現状にあります。また、一般消費者にとっては、安全や環境保全に貢献しているイメージが多いにも関わらず、値段が高い、表示がわかりにくいといった課題も多い現状にあります【図4】。

【表1 有機農業面積等の比較(2020年農林業センサス)】

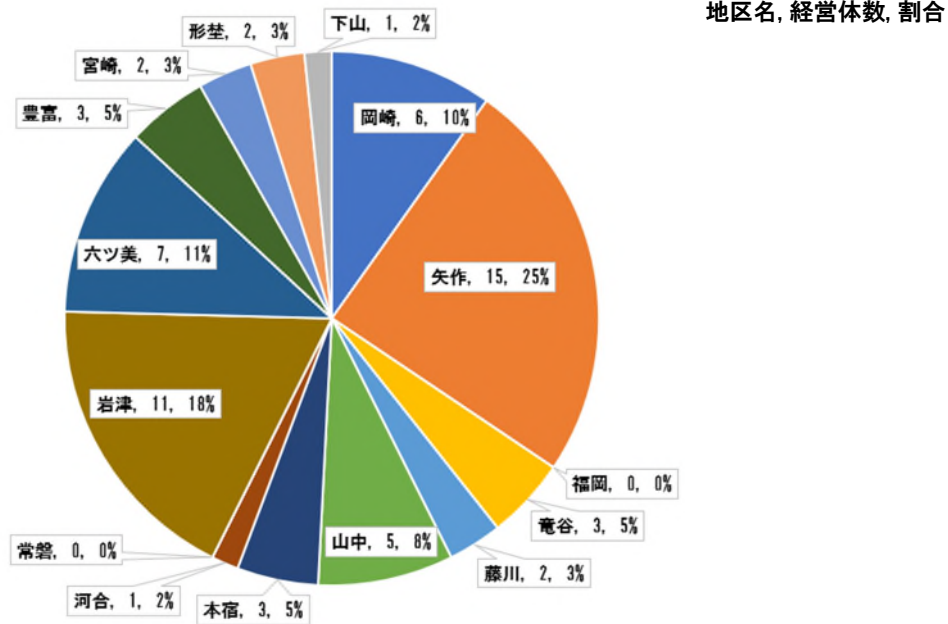
	耕地面積 ha	有機農 業面積 ha	割合	経営体数	有機農 業経営 体数	割合
岡崎市	1,865	82	4.4%	1,073	61	5.7%
愛知県	43,258	1,443	3.3%	26,893	1,290	4.8%
岐阜県	31,765	1,264	4.0%	21,015	1,234	5.9%
静岡県	36,465	1,584	4.3%	25,938	1,549	6.0%
三重県	39,656	1,871	4.7%	18,804	1,116	6.0%
東海	151,144	6,162	4.1%	92,950	5,189	5.6%
全国	3,232,882	115,269	3.6%	1,075,705	69,309	6.4%

【図1 岡崎市における有機農業取組作付(栽培)面積(2020年農林業センサス)】

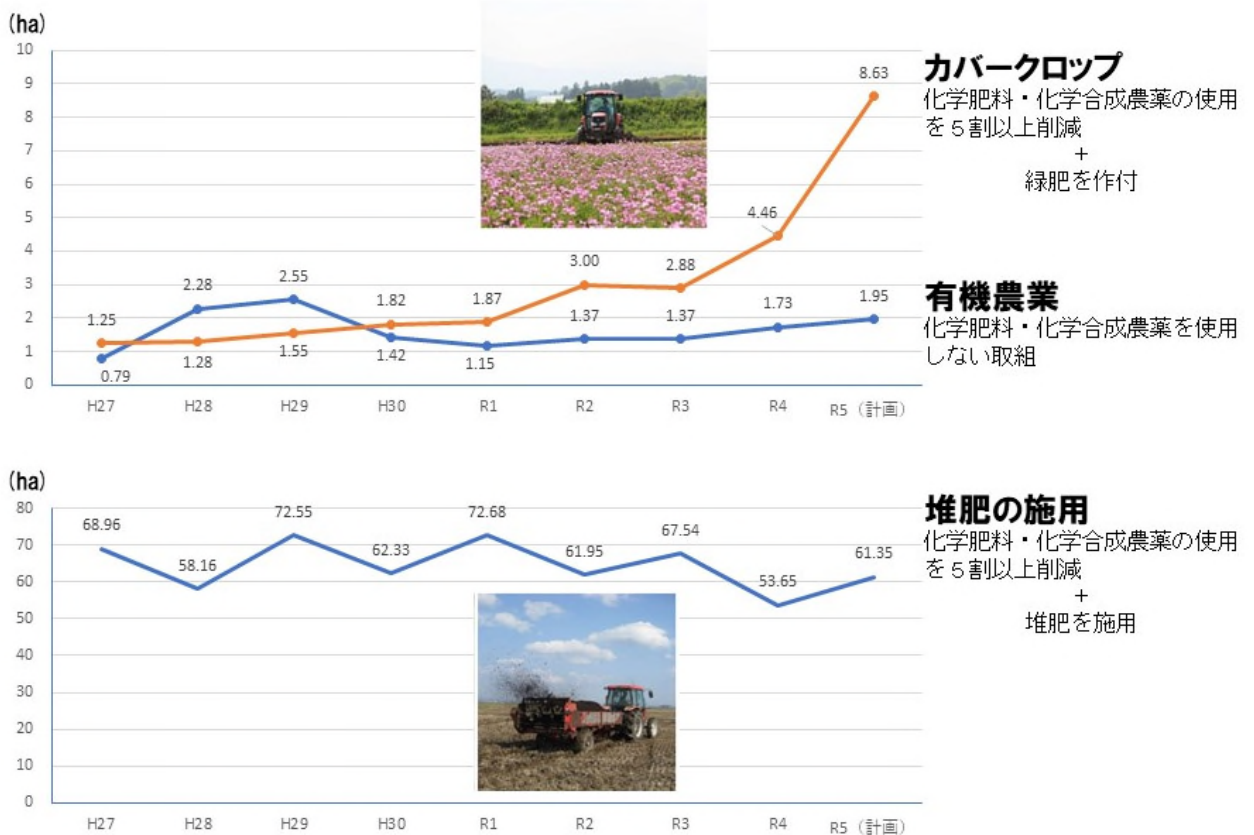




【図2 岡崎市における有機農業取組実経営体数(2020年農林業センサス)】



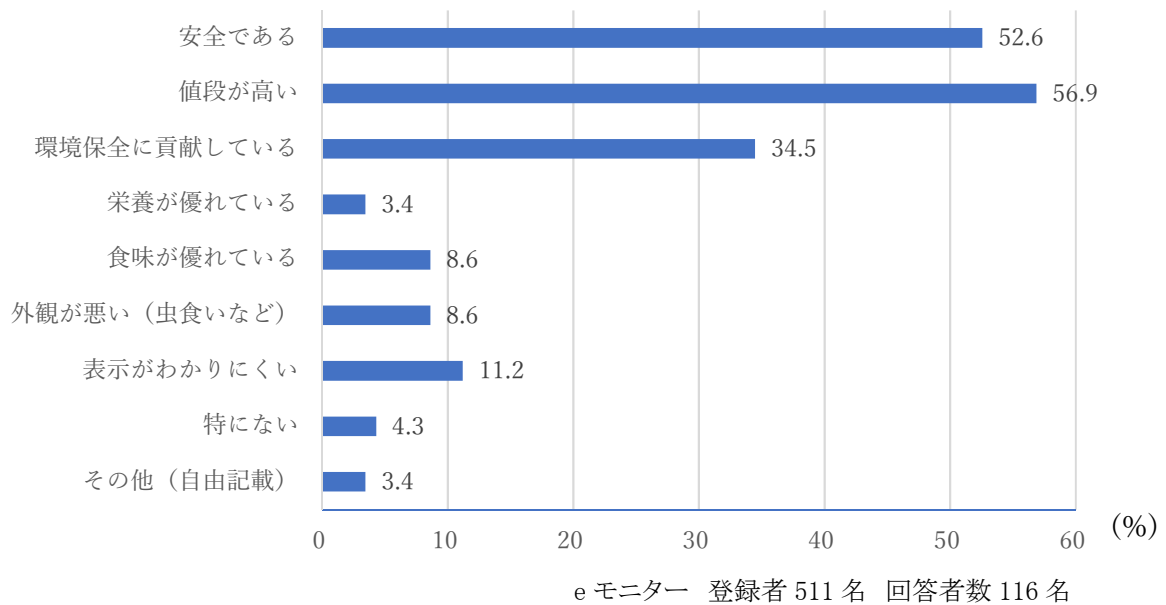
【図3 岡崎市における環境保全型農業直接支払交付金取組面積の推移】





【図4 有機農産物に対するイメージ(市民意識調査 令和5年6月)】

有機農業で生産された農産物についてあなたはどのようなイメージを持っていますか。【〇は2つまで】

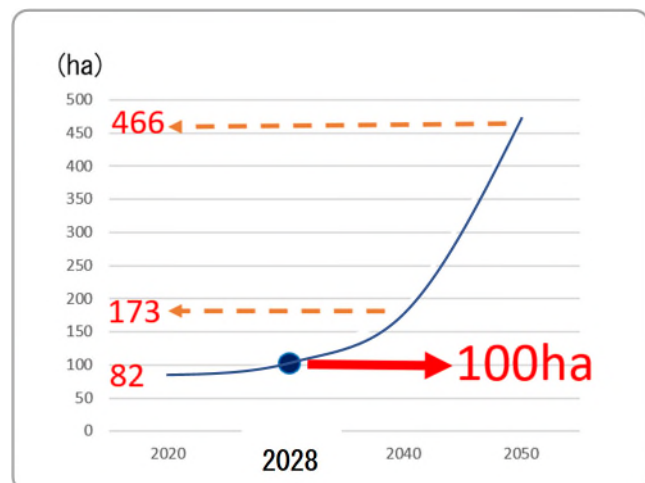


(2) 5年後に目指す目標

国は、令和3年5月、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」【P13 資料1】を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することとし、目指す姿と取組方向において、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業(国際的に行われている有機農業)の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大することを目指すとされています【P13 資料2】。

本市における耕地面積1,865ha(2020年農林業センサス)の25%にあたる466haを2050年の目標とした場合、国が示す【P13 資料2】のグラフにあてはめると、2030年88ha、2040年173haとなることから、本計画に基づく成果を考慮し、2020年から18ha増加させ、計画最終年度の有機農業面積を100haとすることを目標とします。

有機農業の面積の拡大
有機農業面積 100ha





5 基本理念

**家康公生誕の地として、江戸のまちのシステムを活かした
有機農業産地づくりを目指し、食・環境・産業の好循環を実現**

農(農業・農地・農村)は、市民の皆さんに不可欠な食料を安定的に供給する基盤であるとともに、生活する場でもあり、国土の保全、水源の涵養、美しく安らぎを与える景観の形成、生物多様性の保全、文化の継承といった多面的機能が発揮される場としての魅力を有し、都市住民にとっても広く恵みをもたらしています。

本来、農業は最も環境に調和した産業ですが、環境に負荷をかける側面も持ち合わせています。食料安全保障を確保し、農業が持続的に発展を続けるためには、関係者が常に農業による環境負荷に関する問題意識を持ち、環境に配慮した様々な取組により、農業の自然環境機能の維持増進を図ることが重要です。

このような中、農業生産に伴う化学肥料や化学農薬などによる環境負荷といった従来からの課題に加え、気候変動の原因となっている温室効果ガスの排出を全体としてゼロとするカーボンニュートラルの取組や、燃油や化学肥料の価格高騰による国内資源の有効活用といった新たに対応すべき環境問題が顕在化しており、こうした課題に迅速に対応していくことが必要となっています。

徳川家康公が築いた江戸時代は、地域の活動を中心とした循環型の社会で、低炭素で自然と共生した持続可能な社会でした。

江戸時代の農業をそのまま、現在に置き換えて実施することは困難ですが、本計画においては、その時代を最大限に見習い、農の持つ自然循環機能を活かしつつ、有機資源の有効活用や、肥料・農薬等の低減または適正な使用による土壌、水、大気、生態系等への負荷低減、農薬残留や有害物質による汚染が起らないよう、農産物の安全確保に最大限に配慮して推進します。

また、経済評論家の故内藤克人氏が提言したFEC自給圏構想は、「F(Foods 食糧)」、「E(Energy 自然・再生可能エネルギー)」、「C(Care 人間関係、医療、介護、福祉、教育など)」の頭文字で、食糧とエネルギーを確保することは、人間が生きていく上での最小限の条件であり、さらにケアを自給することが、コミュニティの生存条件を強くし、雇用を生み出し、地域が自立することにつながるとした考えです。

環境と安全に配慮した農業を推進することは、地域づくりや都市農村共生社会の形成と親和性が高く、都市住民が市民農園や援農ボランティア等に関わることで、地域づくりとなり、有機農業を通じた自給圏が形成されることが理想です。

以上のことから、本市では、有機農業産地づくりを目指し、食・環境・産業の好循環を実現し、持続可能な農業としていくことは、水源地の農地を守り、市全体として、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図っていきます。



6 取組内容

(1) 有機農業の生産段階における取組

ア 新たな担い手確保の支援

- ・有機農業に新たに取り組みたい市民、移住者、農業者等を対象として、有機農業の社会的意義や魅力等が学べる「有機農業塾」を開催し、有機農業の担い手確保を図ります。
- ・農家でない方が農業を体験し、有機農業を理解することを目的とした「有機市民農園」を開設するとともに、栽培に関する指導・相談体制の整備を図ります。

イ 有機農業者の育成支援

(ア) 営農指導体制の構築

- ・ベテラン有機農業者や外部専門家等と連携しながら営農指導体制を構築し、農産物の品質や収量の安定化を図るとともに、地域に適した栽培技術の蓄積及び継承を行います。

(イ) 有機農業推進セミナーの開催

- ・有機農業の生産力・販売力向上のため、有機農業者等の要望に応じて講師（専門家）を招聘しセミナーや個別指導の機会を提供し、有機農業の維持・活性化を目指します。

(ウ) 環境保全型農業直接支払交付金の活用

- ・環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」の条件を満たす組織や農業者の増加を図ります。

ウ スマート農業・省力化技術の普及支援

- ・雑草防除等の労働負荷軽減、作業効率向上のために有効な省力化技術や機械の普及を支援し、栽培面積の増加及び団地化を推進します。

エ 地域内の未利用資源の利活用推進

- ・畜産堆肥に加え、市内の未利用有機資源（竹、酒粕、剪定枝、落葉、刈草、籾殻等）を利活用した有機肥料の研究開発、持続可能な供給体制の構築を図ります。
- ・バイオ炭等のカーボンニュートラルに向けた取組を推進します。

(2) 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

ア 販路開拓支援

- ・有機農業者と実需者との交流の場を創出し、互いのニーズを把握する機会を設けることで、新たな販路の拡大や新商品、サービスの開発へつなげます。

イ 地域内消費の推進

- ・有機農産物の取扱意向のある市内飲食店や小売店と連携し、消費者を対象とした



有機農産物イベント等を開催し、有機農産物の消費を推進します。

ウ 学校給食の推進

(ア) 有機農産物の給食食材への導入

- ・有機農業で生産された米や野菜などの食材の使用実証を行い、供給体制の構築を図ります。

(イ) 食育の推進

- ・有機農産物を通して、生産・流通・消費、農業が有する多面的機能等に関する理解促進を図ります。

エ 都市住民や企業との連携検討

- ・有機農業の作業支援等のボランティア活動やCSR(企業の社会的責任)活動を活発化させるためのマッチングシステムを構築する等、都市住民や企業が有機農業産地づくりに参加・連携しやすい体制の構築を検討します。

オ 貯蔵・共同出荷体制の検討

- ・販路の確保、流通コストの低減及び安定的な農産物の供給を図るため、農産物の保管・貯蔵体制や共同出荷体制の可能性を検討します。

カ 6次産業化の推進

- ・有機農産物の付加価値を向上し、需要拡大及び有機農業者の所得向上を目的として、6次産業化を推進します。
- ・生産段階で発生する規格外品の活用や食品ロスの削減を図る取組を推進します。

キ 輸出の推進

- ・海外志向品の開発及び新たな販路の確保に向け、有機農産物及びその加工品の輸出拡大を推進します。

ク 消費者への情報発信・プロモーションの実施

- ・消費者に対し、市ホームページやSNS等を活用して積極的に環境負荷低減の生産プロセス等を共有し消費の選択に繋げるとともに、有機農業者のストーリーを共有することで、有機農産物の付加価値を高めます。
- ・環境に優しい農産物を分かりやすく発信する「見える化ラベル」の導入などにより、生産者と消費者・流通関係者の相互理解を促進します。
- ・農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、慣行農業と共存する有機農業により生産される農産物を積極的に生産・流通又は販売に取り組むことができる理解醸成を図ります。



8 資金計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
内容	有機農業実施計画の実現に向けた取組の実証・実践	→		有機農業実施計画に基づく取組の定着	→
			中間評価		最終評価
取組区分	有機農業の生産段階における取組				
	13,832 千円	14,000 千円	15,000 千円	10,000 千円	10,000 千円
	有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組				
	6,100 千円	6,500 千円	7,000 千円	8,000 千円	8,000 千円
	その他				
	—	—	3,000 千円	—	3,000 千円
計	19,932 千円	20,500 千円	25,000 千円	18,000 千円	21,000 千円

- ・資金は毎年度見直し、市議会の議決を経て決定するものとします。
- ・一般財源のほか、みどりの食料システム戦略推進交付金等の補助金・交付金等を活用します。

9 本事業以外の関連事業の概要

(1) 資金支援

ア 農業次世代人材投資資金交付業務

農業経営を始めて間もない新規就農者に対し資金を交付することで、経営確立までの生活等を支援します。

イ 新規就農支援対策業務

就農するにあたり必要な初期投資費用に対し、費用を支援することにより新規就農者を支援します。

ウ 中山間地域等直接支払交付金交付業務

農業生産条件不利地である中山間地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するために中山間地域等直接支払交付金を交付します。

エ 多面的機能直接支払交付金交付業務

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、地域の共同活動を行う組織への支援を行います。また、水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援が令和3年度に拡充されており、制度の周知及び希望組織への



取組支援を行います。

オ 環境保全型農業直接支払交付金交付業務

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

カ 経営体育成支援事業補助業務

地域農業の担い手に対する農業用機械等の導入に対し支援します。

キ 農林業経営改善近代化資金等利子補給補助業務

農林業経営の改善と近代化に必要な各種制度資金等の利用者に対して利子補給金を交付します。

ク 農山漁村発イノベーション推進事業補助業務

農産物加工品の開発及び販路開拓に係る取組、最新技術を活用したスマート農業を推進する機器や作業の省力化のための機器等の導入に対し支援します。

(2) その他関連事業

ア 遊休農地の解消の推進

担い手の減少や高齢化等により遊休農地が増加傾向にあることから、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画に基づき、農地の受け手を幅広く確保できるよう、農業委員会、農協、土地改良区、農地中間管理機構等との連携を図り、その発生が抑制できるよう対策します。

特にオクオカでは、高収益作物の導入、都市住民への農地の貸し出し、家畜の放牧など多様な活用を図るとともに、除草労力の軽減手法を検討します。

イ 農村 RMO 事業

農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援等地域コミュニティ機能の維持に資する取組を支援します。

ウ 最適土地利用総合対策事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための多様な取組を総合的に支援します。

エ 農福連携事業

障がい者の就労や生きがい等の場の創出だけではなく、高齢化している農業現場での貴重な働き手の確保につなげ、総合的な対策を講じます。

**オ 移住・定住促進支援事業(移住相談窓口「もりまっち」、移住アドバイザー)**

地域コミュニティ機能の維持や強化、関係人口及び新たな農業従事者の創出・拡大を目指し、移住・定住の促進を図ります。

カ 農泊推進事業

地域資源を活かした農業体験等の観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を地域に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図ります。

キ 地消地産・消費者交流推進業務

農林産物の紹介・即売、農林業体験等のふれあいイベント等の開催により、消費者との交流を推進するとともに、ブランド化を図ります。

ク 農業塾開設事業補助業務

野菜栽培を中心に土づくりや栽培管理、病虫害防除など栽培技術の基礎を学ぶ農業塾の開設を支援し、新規就農者や定年帰農者等の確保・育成を図ります。

ケ 農業体験交流業務

広く市民が農業への関心と理解を深められるよう、市民向けの野菜栽培教室や栽培相談を実施するほか、露地野菜栽培の基礎を学ぶ農業塾を開講して、新規就農希望者や定年帰農者等を育成支援します。また、市民農園の円滑な運営のための農園主支援を行います。

10 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針

愛知県と市が共同で策定した「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき有機農業を推進します。

なお、オクオカにおける有機農業の取組は、地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区として国から認定されています。



【資料1】

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農業の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体制の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農業の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマクロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに加算の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を推進する観点から、その時点において必要な規制を見直し、地産地消費エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農業・化学肥料の抑制によるコスト低減

【資料2】

目標

- ・2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大（※国際的に行われている有機農業）
- （ ・2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立 ）

2017年 23,500ha
2030年 63,000ha
2050年までに取組面積 100万ha

有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。
- 有機農業の取組面積 23.5千ha(2017)→63千ha(2030)
- 有機農業者数 11.8千人(2009)→36千人(2030)
- 有機食品の国産シェア 60%(2017)→84%(2030)
- 有機食品を週1回以上利用する者の割合 17.5%(2017)→25%(2030)

推進に関する施策

- 人材育成
- 産地づくり
- 販売機会の多様化
- 消費者の理解の増進
- 技術開発・調査